

Q & A

◇申請、補助対象者等に関すること◇

Q1 申請方法を教えてください。

A 電子申請と窓口申請のみです。郵送やFAX、メールでの申請は行っておりません。

Q2 補助対象となる期間は？

A 令和7年7月1日から令和8年1月31日までです。上記期間内に購入・設置をして、中野区に申請を済ませてください。**ただし、予算が上限に達した場合は、それ以前に終了する場合がございます。**

Q3 令和7年7月1日より前に購入していた防犯機器を設置しましたが、補助金の申請はできますか？

A できません。令和7年7月1日以降に購入し、設置した防犯機器に限ります。

Q4 中野区に親戚がいて、申請者は他区に住んでいるのですが、中野区に住んでいる親戚の分を他区に住む者が申請はできますか？

A できません。申請者は、中野区居住の方に限ります。

Q5 どの時点で中野区民であればいいのですか？

また、中野区に住んでいればいいんですか？

A 購入の領収日に中野区民である必要があります。中野区民とは、中野区に居住実態があり、住民登録をしている状態をいいます。

Q6 世帯主でなくても申請はできますか？

A 世帯主以外でも同一世帯(同居)の方であれば申請は可能です。ただし、1世帯1申請のみなので、複数申請はしないように気を付けてください。

Q7 防犯機器を購入して、業者に設置してもらいましたが、業者が代理で申請をすることはできますか？

A 代理申請は、できません。

Q8 1個の住宅に複数世帯で住んでいる場合、それぞれ申請はできますか？

A それぞれの世帯ごと申請が可能です。

Q9 補助上限額3万円までなら何回でも申請はできますか？

A できません。1世帯1回のみの申請です。

Q & A

Q10 補助金の振込先の口座は、同一世帯であれば、申請者以外の口座でも可能ですか？

A 申請者名義の口座に限ります。申請者・領収書の宛名・振込口座名義は、全て同一名(フルネーム)でお願いします。

Q11 自宅と兼ねている店舗や事務所部分への設置は対象となりますか？

A 対象となりません。住宅の防犯対策の促進のための事業となりますので、ご理解お願いします。

Q12 自宅と店舗や事務所を兼ねているが、完全に区切られている場合で住宅部分に設置する場合は、補助の対象ですか？

A 住居と店舗が明確に区切られていることが認められ、住居部分への設置であれば、補助の対象になります。

Q13 防犯機器を購入した証明として、レシートでも申請できますか？

A 購入の証明に係る資料は、領収書に限ります。**ただし、ポイント利用等している場合は、領収書のほか、レシート等の明細書を求める場合がございます。**

Q14 複数の防犯機器を購入・設置をしたいのですが、申請はできますか？

A 複数の防犯機器を合算して申請は可能です。ただし、補助金の上限額が3万円ですので、ご注意ください。

Q15 紙申請の際に誤記してしまいましたが、どのように訂正をしたらいですか？

A 訂正はできません。
新しい用紙に再度記載をお願いします。

Q16 共同住宅の管理組合等がマンションのエントランスや自転車置き場などの共用部分に設置する場合も補助の対象となりますか？

A 補助の対象にはなりません。個人名で、世帯ごとの申請のみとなります。また、本事業が個人宅の侵入盗対策なので、エントランス等の共用部分の設置は、補助の対象外となります。

Q & A

Q17 共同住宅の場合で、窓や玄関などは共用部分にあたるが、これら防犯機器を設置する場合、対象となりますか？

A 補助の対象となります。共同住宅における、窓や玄関は一般的に専用使用権のついた共用部分に該当するため、補助の対象となります。

各物件ごとの管理規約の確認、管理者・所有者から同意書等を得る、近隣住民から承諾を得る、個人情報の保護に努めるなどプライバシーを侵害しないよう十分留意してください。

Q18 共同住宅の場合で、自宅前の廊下に防犯カメラを設置しようと思いますが、対象になる場合と対象にならない場合の設置方法を教えてください。

A 自宅前の廊下であり、画角が自宅玄関を映す場合は、補助の対象となります。(画面の大半に自宅玄関ドアが映っているなど)自宅前の廊下でも、画角がエントランスを向いていたり、画角の大半が廊下を映す場合は、補助の対象外となります。

各物件ごとの管理規約の確認、管理者・所有者から同意書等を得る、近隣住民から承諾を得る、個人情報の保護に努めるなどプライバシーを侵害しないよう十分留意してください。

Q19 都営住宅、区営住宅に防犯機器を設置したい場合は、誰に同意を得れば良いか？

A 賃貸の集合住宅の場合、賃貸借契約に基づく内装変更許可や同意書(都営住宅の場合は、「模様替え届」、区営住宅の場合は「模様替申請書」)をもって、管理者の同意とみなします。

なお、一般的に集合住宅では既設のインターホンが地震・火災等の検知システムと連動している場合があり、このようなケースではカメラ付きインターホンの工事が制限される可能性があります。区営住宅(中野区)では、事前に申請書の提出が必須となりますので、防犯機器設置をご希望の方は、住宅課までご連絡ください。

Q20 専用使用権のついた共用部分とは？

A 共用部分でありながら、排他的にその場所を利用できる特別な共同部分のことです。一般的に玄関ドアや、バルコニーなどがありますが、各物件ごとの管理規約をご確認ください。

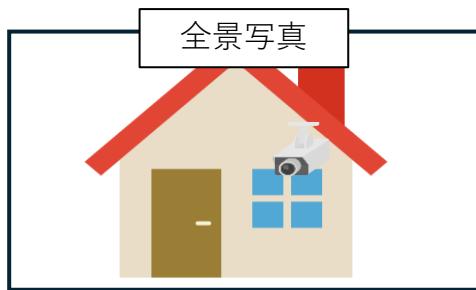
Q & A

Q21 防犯機器を購入し、設置したあとの写真は、どのように撮影したらいいですか？

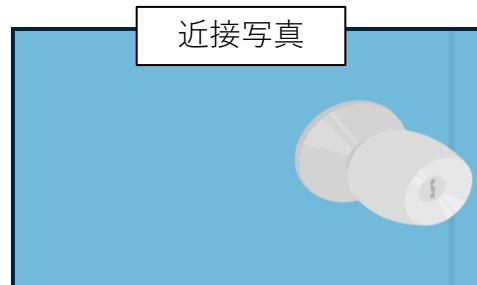
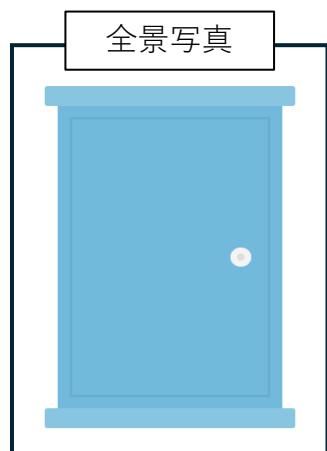
A 設置場所と防犯機器が分かるような写真をそれぞれの状況に応じて撮影してください。

状況によっては、近めの写真や、別角度の写真等も添付してください。

【撮影例 1（カメラ機能付き防犯機器）】



【撮影例 2（玄関錠等）】



Q & A

◇防犯機器や、購入・設置に関すること◇

Q22 補助対象商品を教えてください。

A 中野区では、「防犯カメラ」「カメラ付きインターホン」「防犯フィルム」「防犯ガラス」「面格子」「窓シャッター」「防犯性能の高い玄関錠」「防犯性能の高い玄関補助錠」「人感センサー付きライト」「人感センサー付きアラーム」を対象としています。
詳細は、要綱をご確認ください。

Q23 防犯カメラを裏庭(自宅敷地内)に設置し、裏からの侵入に対応しようと思いますが、補助の対象になりますか？

A 玄関や窓を映さなくても、犯人の侵入すると思われる箇所(敷地内)に設置し、敷地内を映すのであれば、補助の対象になります。
ただし、やむを得ず近隣住宅の敷地内等が映ってしまう場合は、近隣住民から承諾を得る、個人情報の保護に努めるなど、プライバシーを侵害しないよう十分留意してください。

Q24 防犯カメラを室内に設置して、ベランダを映そうと思いますが、補助の対象となりますか？

A 補助の対象になりません。防犯カメラ、センサーライト・アラームは、室外に設置し、侵入防止を図る機器ですので、室内の設置は対象外です。

Q25 ドアスコープカメラは、補助の対象ですか？

A 補助の対象なりません。
侵入盗防止のための事業であり、犯人が認識できる方法で玄関や窓等の侵入箇所付近を映すために設置したものに限り補助の対象とします。

Q26 室内専用の防犯カメラを室外に設置した場合、補助の対象になりますか？

A 補助の対象なりません。
通常用途と違う方法で設置された場合は、故障等により機能しなくなる場合がありますので、対象外です。

Q27 録画機能のないダミーカメラを購入し、設置した場合、補助の対象になりますか？

A 補助の対象なりません。
(カメラ付きインターホンも同じ)

Q & A

Q28 厚さ 200 μ(ミクロン)(0.2ミリ)の防犯フィルムを購入し、設置した場合、補助の対象にんりますか？

A 補助の対象になりません。より強い侵入盗防止対策として、350 μ(ミクロン)(0.35ミリ)以上の防犯フィルムを補助の対象としています。

Q29 断熱フィルムは、補助の対象ですか？

A ガラス飛散防止(災害用)、遮熱・断熱フィルム等、犯罪被害防止の用途以外のフィルムは、補助の対象外です。(防犯ガラスも同じ)

Q30 東京都環境局の補助事業「既存住宅における省エネ改修促進事業」で防犯耐熱窓に関する補助金の交付を受けた場合、その商品に対して中野区の防犯ガラス補助金の申請はできますか？

A できません。

国または他の地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けた場合、いわゆる二重で補助金を受け取ることはできません。

Q31 “防犯性能の高い”玄関錠・玄関補助錠とは？

A 耐ピッキング性能、耐鍵穴壊し性能、サムターン対策の錠等の侵入に一定以上の時間を要させるための機能を有している錠のことを言います。

Q32 センサーの付いていない手動のライトを購入、設置した場合は、補助の対象ですか？

A 補助の対象なりません。

Q33 防犯機器に必要な電池、SDカードも補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。ただし、防犯機器とセットになっている商品を購入した場合等で、その予備や、要領増大、補助対象防犯機器以外の使用、転売等を目的として電池やSDカード等を購入する場合は、補助の対象外となります。

Q34 防犯機器自分で設置した場合に、設置のための配線材料等は、補助の対象になりますか？

A 補助の対象なりません。

施工業者に依頼し、工事費用を補助申請する場合のみ補助対象となります。

Q & A

Q35 購入した防犯機器を友人(専門業者以外)が設置してくれて、謝礼・報酬を渡しましたが、補助の対象になりますか？

A 補助の対象になりません。安全面等の観点から、専門業者が設置し、同専門業者の領収書が添付された場合に限り、補助の対象とします。

Q34 防犯機器を持っていた(貰った)場合で、設置のみ専門業者に依頼した場合は、補助の対象になりますか？

A 補助の対象になりません。設置費用の補助については、防犯機器を購入したうえで、専門業者に設置を依頼した場合のみ補助の対象となります。

Q35 インターネットで購入した防犯機器は補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。

ただし、個人間での売買・譲渡やフリマアプリ等の購入は、対象外となります。(フリマアプリ内で業者が販売している商品についても対象外です。)

Q36 中古品の防犯機器は、補助の対象になりますか？

A 補助の対象なりません。

Q37 ポイントを利用して防犯機器を購入した場合や設置工事費支払った場合、補助の対象となりますか？

A 補助の対象なりません。ポイント利用分、割引券(クーポン)等を利用された場合は、**その分を差し引いた額**を申請書の『購入価格』『合計購入額』欄に記載してください。

Q38 商品券を使用して、防犯機器を購入した場合は、補助の対象になりますか？

A 全額補助の対象となります。商品券は、金券であり、現金に準ずるものとして取り扱います。

Q39 防犯機器を購入した際に追加で延長保証等つけた場合、補助の対象となりますか？

A 追加の保証等は補助の対象となりませんので、**その分を差し引いた額**を申請書の『購入価格』『合計購入額』欄に記載してください。

Q & A

Q40 防犯機器を購入した際の配送料、手数料は、補助の対象になりますか？

A 補助の対象になりません。配送料や手数料が領収書等に記載されている場合は、その分を差し引いた額を申請書の『購入価格』『合計購入額』欄に記載してください。

Q41 領収書に必須の項目等ありますか？

A 宛名が申請者本人の氏名(フルネーム)、発行業者名、製品名(型番)・施工内容等、金額、領収年月日等が記載されたものです。

※宛名無記名のレシートは不可。

Q & A

◇補助率等に関するここと◇

Q42 補助金の上限額を教えてください。

A 上限額は、3万円です。

Q43 補助金の計算方法を教えてください。

A 総支払額 $\times \frac{3}{4} = 1,000$ 円未満切り捨ての額が補助金額となります。

Q44 補助率を教えてください。

A 総支払額のうち、 $\frac{3}{4}$ (上限3万円)を補助します。

【例1】

防犯機器40,000円 + 施工費5,000円 = 45,000円

$45,000 \times \frac{3}{4} = 33,750$ 円

→1,000円未満切り捨て→33,000円

→上限額30,000円なので→30,000円が補助額

(総額45,000円 - 補助額30,000 = 15,000円が自己負担額)

【例2】

防犯機器5,000円 $\times 2 = 10,000$ 円

$10,000 \times \frac{3}{4} = 7,500$ 円

→1,000円未満切り捨て→7,000円が補助額

(総額10,000円 - 補助額7,000 = 3,000円が自己負担額)

Q45 販売価格16,500円の防犯機器を一部ポイント(10,000円分)を利用して購入しましたが、補助対象額はいくらでしょうか？

A 16,500円から10,000円を引いた額6,500円が総支払額となります。

よって、

$6,500 \times \frac{3}{4} = 4,875$ 円

→1,000円未満切り捨て→4,000円が補助額

(ポイント分入れた総額16,500円 - 補助額4,000円 = 12,500円
が自己負担額)